

# 千葉県教育塔の沿革

## (1) 旧千葉県教育塔

明治5年学制発布以降における本県関係教職員物故者の御靈を奉祀、先輩の遺業を偲び、その功績を顕揚し、併せて教育尊重の精神を表象するための「千葉県教育塔」建設企画の発端は、昭和4年2月号の「千葉教育」紙上に掲載された「物故教員の慰靈」と題する論文に窺うことが出来ます。

そして、翌5年6月、千葉県教育会第63回定期総会において、「本県物故教員の靈を県教育会館敷地内に合祀するの件」の建議案が、満場一致で可決されました。

しかし、教育会館建設直後であり、加えて不況による財政の悪化、更には、全国に類のない教育塔の建設には、多くの問題があり、一時企画延期のやむなきにいたりました。

その後、基礎的な調査、諸準備を進め、昭和9年下部討議に付し、翌10年6月、物故教員慰靈塔建設調査委員会を発足し、建設の具体的業務に着手しました。

建設費6千円は、本県学校教職員の寄付金（月棒の100分の1）及び会員並びに一般の寄附金、千葉県教育会支出金をもってこれに充てました。

昭和11年5月起工、同年11月15日千葉県教育塔竣工落成式並びに第1回物故教職員慰靈祭を執行し、2,000有余名の御靈を奉祀いたしました。

なお、昭和11年10月、時を同じくして大阪市に建立された「日本教育塔」は、昭和9年、関西地方を襲った第1室戸台風により死亡した多くの教師や子どもたちを慰靈、顕彰するため、各県教育界の協力を得て建立されたものです。

両教育塔の竣工時期は同じでも、千葉県教育塔の建設が決議されたのは、日本教育塔に先んずること4年、まさに全国に先がけての快挙といえます。

以来、毎年慰靈祭が執行されてきましたが、昭和16年、第2次世界大戦開始と共に中断のやむなきにいたりました。

昭和45年、新教育会館建設に当り、旧千葉県教育塔は撤収のやむなきに至りましたが、千葉県教育塔の再建は、新教育会館建設当初からの懸案であり、この塔の完成をまってはじめて新教育会館が完成することが、教育関係機関の代表者により再確認されていました。

## (2) 新千葉県教育塔

新千葉県教育会館の竣工後、可及的速やかに再建することが確認されていた「千葉県教育塔」は、昭和47年8月、教育塔検討委員会の発足により、再建への準備が進められました。

そして、建設候補地、奉祀規程案、建設日程、建設資金等について合意を得るに至り、昭和48年1月すべての教育関係機関の代表者で構成する教育塔建設委員会が発足し、名誉会長に県知事、顧問に県議会議長・県議会文教常任委員長・県教育委員長・県市長会長・県町村長会長、建設委員長に県教育長、建設常任委員に各教育関係団体の代表者と、文字通り千葉県教育界挙げての事業として建設に当ることとなりました。

建設地は、県当局の特別のはからいにより、本県教育搖籃の地である旧師範学校跡地、千葉県文化の森（現文化会館敷地内）に決定、総額2千万円の建設予算で建設することとなりました。財源は、県内公私立幼小中高等学校に勤務する学校教職員並びに教育行政機関に勤務する職員、退職教職員からの拠出金（一人一口、200円以上）と県及び県下全市町村からの補助金、教職員互助会の助成金により賄うことになりました。

新教育塔の台上には、日本彫刻界の巨匠佐藤忠良氏作「冬の子ども」像を設置、「教育塔」の碑表文字揮毫を時の県知事友納武人氏、塔由来文の撰文を元県教育次長の澤田繁二氏、同揮毫を元千葉大学教授浅見喜舟氏と各界の権威にそれぞれ



千葉県教育塔「冬の子ども」像

依頼しました。

旧教育塔は、県内物故教職員のみが奉祀の対象でしたが、新教育塔は、物故教職員に加え、学校職員（学校用務員や給食調理員など）及び学校職員以外の教育関係者（教育行政担当者や学校医など）、児童・生徒及び園児までをも合祀の対象としたことは、特筆すべきことです。

昭和48年11月21日、新教育塔の竣工落成式並びに第1回合祀慰靈祭を執行し、旧教育塔合祀者2,309名に加え、新たに3,679名、計5,988名の御靈を合祀しました。

以降、財団法人千葉県教育会館維持財団の管理のもと、各教育関係機関・団体の協力を得て、毎年11月21日（昭和55年度より11月20日）に合祀慰靈祭を、また、5年毎に合祀慰靈大祭（昭和55年度第1回大祭、昭和60年度第2回大祭、平成2年度第3回大祭、平成7年度第4回大祭）を執行してまいりました。

この間、3回（昭和49・51・54年度）にわたる教育塔運営基金の募金運動を行い、幼小中高盲聾養護学校、私学団体、各市町村、PTA、並びに教育関係団体のご支援により、目標の3,000万円を達成し、教育塔の維持管理及び合祀慰靈祭の円滑な運営を行う基盤を確立することができました。

### （3）教育塔の由来（碑文）

教育は人を作ると同時に歴史を作るという言葉は、時代が残したというよりもしろ先人が残された事実から生れた言葉である。

教育という一筋の道に志した者は、ひとしくこの事業に即して歩き続けたいと願い、のちのちまで、この志を伝えたいと努めた。

かくして、歴史が歩み去った後ろ姿は、いつまでも人のまぶたから消えないのみか、新しい意欲を奮い起すようがともなうであろう。

この歴史の面影を形に残すという念願が、ひとたび昭和11年に実って、千葉県教育塔創建の事となり、学制発布以来教育に身を捧げた2,000有余の御靈を祀り、その遺芳を永くしのぶ業ともなった。

その後、教育塔は第2次大戦の戦火を浴びあるいは戦後の教育改革の風雪の中に立ちつくすこと30余年。あたかも、教育百年の一世纪を経たこの時、新教育会館の建設を機として、敷地内から塔の基盤を移し整え、本県教育発祥の地である亥鼻台上に再現することは、後人の責務として全県下教育関係者の総意と総力を

もって支持推進されることになった。

ここには前教育塔奉祀以来の教職員の物故者を加え祀り、あわせて園児、児童、生徒の学校管理下における死亡者その他教育関係者、教育功労者をも合祀顕揚し、一つには教育者の抱懐する精神を表徴し、一つには県民の教育尊重の精神を表象するものとして、永く光輝を放つものたらしめんとした。

仰ぎ見る塔上、白雲は去来し、時は流れてとどまらず、人事は多くは空しいけれども、教育の余光は明日の曙光を信じさせるに足る力を持っている。ここに記して、千葉県教育塔建立の由来とする。

昭和 48 年 11 月

澤 田 繁 二 撰

浅 見 喜 舟 書

# 千葉県教育塔奉祀規程

第1条 千葉県教育塔（以下「教育塔」という）は、明治5年学制発布以来物故した千葉県内の公私立学校（大学を除く）の職員、児童生徒、園児その他の教育関係者を奉祀し、慰靈するとともに、県民の教育尊重の精神を表象するものである。

第2条 教育塔に奉祀される者（以下「奉祀者」という）は、次の各号の一に該当する者で、奉祀者審査委員会が決定した者とする。

- (1) 学校職員で現職中に死亡した者
- (2) 学校職員として県内に10年以上在職し、退職後に死亡した者
- (3) 児童・生徒及び園児で学校管理下において死亡した者
- (4) 学校職員以外の教育関係者として県内に10年以上在職し、現職中及び退職後に死亡した者
- (5) P T A関係者等で教育職員の職務に準ずる業務の執行中に死亡した者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、千葉県教育上特に功績が顕著であった者で死亡した者

第3条 奉祀は靈札に奉祀者の氏名を記入し、教育塔に収納して行う。

2 前項の規程により奉祀したときは、別に定めるところにより、奉祀者名簿を作成し、保存するものとする。

第4条 奉祀者審査委員会は、第2条各号に掲げるものについて、別に定めるところにより提出された申請書類に基づき審査し、奉祀者を決定する。

第5条 奉祀者審査委員会は、教育塔関係団体の代表者として選出された委員若干名をもって構成する。

2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

3 奉祀者審査委員会に委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選によってこれを定める。

4 奉祀者審査委員会は、毎年10月に開催する。

第6条 教育塔の管理及び祭祀等は、教育塔関係団体の協力を得て、一般財団法人千葉県教育会館維持財団がこれを行なうものとする。

2 教育塔にかかる会計は、一般財団法人千葉県教育会館維持財団が管理する。

第7条 奉祀者慰靈祭は、毎年11月に執行する。

2 奉祀者慰靈祭に要する経費は、教育塔基本金の利子、教育塔関係団体の負担金及び寄付金をもって充てる。

3 前項に規程する経費に剰余金が生じたときは、教育塔基本金にこれを繰り入れるものとする。

第8条 この規程の改廃は、一般財団法人千葉県教育会館維持財団の理事会の決議により行うものとする。

第9条 この規程の施行に関し必要な細則は、別に定める。

附 則 この規程は、昭和48年4月1日より施行し、昭和16年以降の奉祀者について適用する。

平成19年12月7日一部改正

平成24年3月7日一部改正

平成25年4月1日一部改正

# 千葉県教育塔

## ご案内図

